

中国税務速報

2026 年 9 月 9 日

一. 「財政部・税務総局公告 2026 年第 27 号」外国人個人の配当に係る個人所得税政策に関する公告

本公告は、約 30 年にわたり運用されてきた外国人個人に対する配当所得の非課税措置を廃止し、外国投資企業から外国人個人が受け取る配当所得を通常の税務管理の枠組みに組み入れることで、国家の課税権を確保することを目的としている。

1. 外国人に対する特別優遇措置を廃止し、20%の税率を適用する。

外国人個人の配当所得に対する個人所得税の免除規定を廃止し、外国投資企業から外国人個人が取得する配当所得については、すべて「利子・配当・配当金所得」の区分に基づき、一律 20%の税率を適用する。

2. 源泉徴収義務および自主申告による納税義務を明確化する。

外国投資企業は、配当支払時に源泉徴収を行い、支払いが生じた月の翌月 15 日までに申告手続きを行わなければならない。企業が源泉徴収を行わなかった場合、外国人個人は当該所得が発生した年の翌年 6 月 30 日までに、自ら申告して納税義務を履行しなければならない。

3. 新規定の適用基準および施行日を定める。

実際の配当支払時点を適用判断の基準とし、本規定は 2026 年 9 月 1 日から施行する。これにより、企業組織形態の変更を利用した非課税措置の恣意的な適用を防止するとともに、国際租税条約に基づく外国税額控除制度との整合を図る。

出典：「財政部・税務総局公告 2026 年第 27 号 外国人個人の配当に係る個人所得税政策に関する公告」<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5252107/content.html>

二. 「財政部・税務総局公告 2026 年第 25 号」「非課税取引等に係る増値税関連事項の明確化に関する公告」

本公告は、新たな増値税法およびその実施条例に基づき、仕入税額控除の適用範囲を明確化するとともに、非課税取引に関する具体的なルールを定めるものである。これにより、企業における税務コンプライアンス上の紛争リスクおよび事務負担の軽減を図ることを目的としている。

1. 仕入税額控除が認められる非課税取引を例示する。

保険金、寄付金収入、違約金収入、無償による役務提供（金融商品の無償譲渡を除く）、売掛債権の譲渡（自らの課税取引により取得したもので、有価証券を含まないもの）、ならびに貨物・サービス・無形資産・不動産の収入額または取引数量に直接連動しない政府補助金などについては、仕

入税額控除の制限対象とはならない非課税取引として位置付けられ、企業の仕入税額控除に係る権利が保護される。

2. 仕入税額控除が認められない非課税取引の基準を定める。

国外で行われる非課税取引、非上場株式の譲渡、配当所得、ならびに貨物先物取引における現物受渡しを伴わない取引段階に係る仕入税額については、売上税額から控除することができない。

3. その他の特定取引に関する課税計算および認定基準をさらに明確化する。

農産物に係るインボイス（発票）の取扱い、技工院校（職能養成学校）および基本入場券（入場後に発生するものは除く）に対する免税範囲を整理するとともに、組織再編に伴う金融商品の再譲渡における取得価額の算定ルールを明確にする。

出典：「財政部・税務総局公告 2026 年第 25 号 非課税取引等に係る増値税関連事項の明確化に関する公告」 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5252024/content.html>

三.「国家税務総局公告 2026 年第 17 号」「中華人民共和国政府とノルウェー王国政府との間の所得に対する二重課税の排除及び租税回避の防止に関する協定」ならびに議定書の発効・実施に関する公告

本公告は、新たな中国・ノルウェー間の租税協定の発効時期および実施ルールを明確化し、両国間の経済・貿易協力を一層深化させるとともに、多国籍企業および個人に対して二重課税リスクを排除するための法的根拠を提供することを目的とする。

1. 新協定の発効日および適用時期を定める。

中国・ノルウェー両国がそれぞれ国内法上の手続きを完了したことを確認し、本協定は 2026 年 6 月 16 日に正式に発効する。なお、2027 年 1 月 1 日以後に開始する課税年度に取得される所得について適用される。

2. クロスボーダー投資・取引に係る税負担を軽減する。

改定後の協定条項により、配当、利子、使用料および財産所得に対する源泉所得税率が見直され、両国の投資家によるクロスボーダー取引に伴う税負担の軽減が図られる。

3. 租税回避防止および情報交換の仕組みを高度化する。

国際的に最新の租税協定濫用防止基準（例：主要目的テスト）を導入するとともに、中国・ノルウェー両国の税務当局間における税務情報の共有および租税回避防止に関する連携を強化する。

出典：「国家税務総局公告 2026 年第 17 号 中華人民共和国政府とノルウェー王国政府との間の所得に対する二重課税の排除及び租税回避の防止に関する協定ならびに議定書の発効・実施に関する公告」

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5251944/content.html>